平成２７年（再イ）第２０号

神戸市中央区脇浜町１丁目３番１―904号

再生債務者　藤本和哉ことと　**藤本**　和哉

1　決議に付する再生計画案　平成27年５月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月10日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月10日まで

平成27年５月20日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第１号

福岡県飯塚市宮町２番33号

再生債務者　片峯　明子

1　決議に付する再生計画案　平成27年５月15日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月11日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月11日まで

平成27年５月21日

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２６年（再イ）第３９号

東京都東大和市桜が丘２丁目223番地の１クロスフォート玉川上水1021号

再生債務者　山崎　毅

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成27年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項１号に定める事由がある。

平成27年５月21日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第１号

相模原市緑区寸沢嵐3021番地21

再生債務者　四方　真司

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年５月19日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再イ）第５９０号

東京都板橋区志村１―10―14―1101

再生債務者　山川　和人

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成27年５月20日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１号

埼玉県春日部市大沼５丁目142番地１

再生債務者　高澤　剛

1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年６月10日まで

4　一般異議申述期間　平成27年６月24日から平成27年７月１日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再ロ）第３号

神奈川県平塚市万田36番地の１

再生債務者　武冨　成史

1　決定年月日時　平成27年５月21日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年６月15日まで

4　一般異議申述期間　平成27年６月29日から平成27年７月６日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００７５号

東京都世田谷区等々力４―12―10―301

再生債務者　滝本　誠

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月２日まで

平成27年５月19日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１００００１号

東京都北区上十条１―９―18―1007

再生債務者　山本小百合

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月３日まで

平成27年５月20日

東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年七月一日です。

この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月二十一日

掲載頁　七十四頁（号外第一六一号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十日

掲載頁　一八三頁（号外第一三八号）

(丙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月十八日

掲載頁　九十六頁（号外第一三六号）

(丁)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載頁　二二一頁（号外第一四六号）

平成二十七年五月二十九日

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

(甲)　東星園業株式会社

代表取締役　斉藤　秀男

岩手県盛岡市中央通一丁目七番二五号

(乙)　東北水力地熱株式会社

代表取締役　佐藤　成俊

宮城県仙台市青葉区大町二丁目一五番二八号

(丙)　東北自然エネルギー開発株式会社

代表取締役　大谷　順一

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

(丁)　東北ソーラーパワー株式会社

代表取締役　佐々木裕司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十七年六月三十日であり、一両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十七年六月二十九日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月二十二日

掲載頁　四十六頁（号外第一一四号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月三十一日

掲載頁　一一八頁（号外第七十四号）

平成二十七年五月二十九日

福島県いわき市常磐湯本町日渡七四番地の七

(甲)　常磐共同ガス株式会社

代表取締役　猪狩　謙二

福島県いわき市小名浜花畑町一〇番七号

(乙)　いわきガス株式会社

代表取締役　田中　智樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十七年七月一日であり、甲は会社法第七百九十六条第二項に基づき株主総会の決議は経ず、乙の株主総会決議は平成二十七年六月十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　http://www.disclose-support.com/4f5f1u4r.html

(乙)　http://www.disclose-support.com/7z7z7w7w.html

平成二十七年五月二十九日

東京都中央区銀座一丁目一〇番六号

(甲)　株式会社ＥＮＥＯＳフロンティア

代表取締役　田中　亨

東京都中央区日本橋浜町一丁目一番二二号

(乙)　株式会社ＥＮＥＯＳネット

代表取締役　白坂　文彦